

発 案 書

県議第十二号

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農
林水産予算の確保を求める意見書について

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農林水
産予算の確保を求める意見書を次のように発案する。

令和六年十月十日

提出者 岐阜県議会議員 国枝 慎太郎

森 益基
玉 田 和 浩
伊 藤 正 博
森 正 弘
小 原 尚
水 野 吉 近

岐阜県議会議長 水 野 正 敏 様

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農
林水産予算の確保を求める意見書

世界的な人口の増加に伴う食料需要が増加する一方で、気候変動による異常気象
の頻発化や国際紛争などにより、食料や農産生産資材の輸入依存度の高い我が国の
安定的な食料供給への懸念が高まっている。

また、我が国の人口減少は、中山間地域を含む農村で顕著であり、中山間地域の
農業産出額が約六割を占める本県においては、特に、人口減少下においても食料の
安定供給を担い、そして地域の社会構造を支える農業経営体の育成や農業インフラ
の整備などが重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）
が制定から四半世紀ぶりに改正され、食料安全保障の確保が新たな基本理念として

盛り込まれた。今後、国において、改正基本法に基づき具体的な施策の方向性を定める「食料・農業・農村基本計画」が今年度中に策定されることとなっている。

他方、国の農林水産予算は三十年前の約五兆円規模から、昨年度は約三兆円規模へと減少している。加えて、農林水産予算全体に占める補正予算の割合は、二〇〇〇年代は５％を下回ることもあったが、近年は二〇％を超えており、社会情勢に左右されやすい補正予算の占める割合が高まっている。このことから、改正基本法で掲げた理念の実現に向けては、その裏付けとなる予算の安定的確保が不可欠である。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

一 改正基本法に基づき、将来にわたる食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、食料供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮される農村の振興などに向け、食料生産の現場である地方の実情等を踏まえた「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、その施策の実施に当たって必要となる財源については、当初予算を拡充することにより安定的に確保すること。

二 特に、人口減少が進む中山間地域を含む農村において、厳しい条件下でも将来にわたって食料供給が担われ、洪水防止などの多面的機能が発揮されるよう、農地の持続的な利用による集落の維持をはじめとする、意欲ある農業経営体が行う地域を守る取組みに対するインセンティブの付与など、課題を抱える農村への新たな支援策を講じるとともに、その必要な予算を確保すること。

令和六年十月十日

岐阜県議会議長

